

令和3年度介護報酬改定における経過措置事項について

介護保険サービスは、概ね3年に一度制度改正が行われています。制度改正は、

①介護報酬に係る加算や減算の追加及び要件の改正、

②人員基準、設備基準、運営基準等の改正の2つに分けられます。

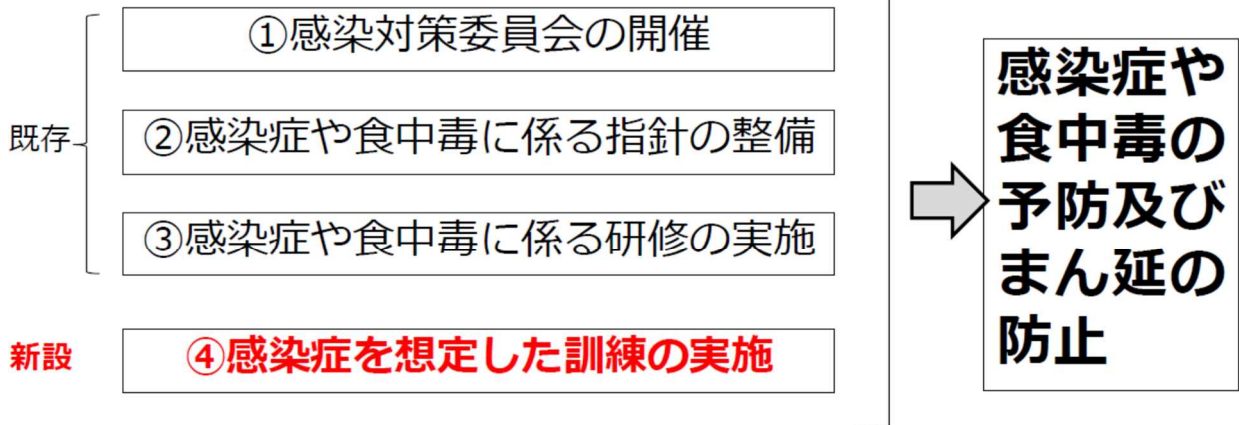
ここでは、令和3年度の制度改正の②の概要のうち、3年間の経過措置を経て、令和6年4月1日より義務づけられる事項を説明します。

1 感染症対策の強化

【全サービス共通】

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、全てのサービスを対象として運営基準が改正されました。施設系サービスでは「訓練（シミュレーション）の実施」が新たに義務化され、その他のサービスについても、「委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施等」が義務づけられました。（他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。）

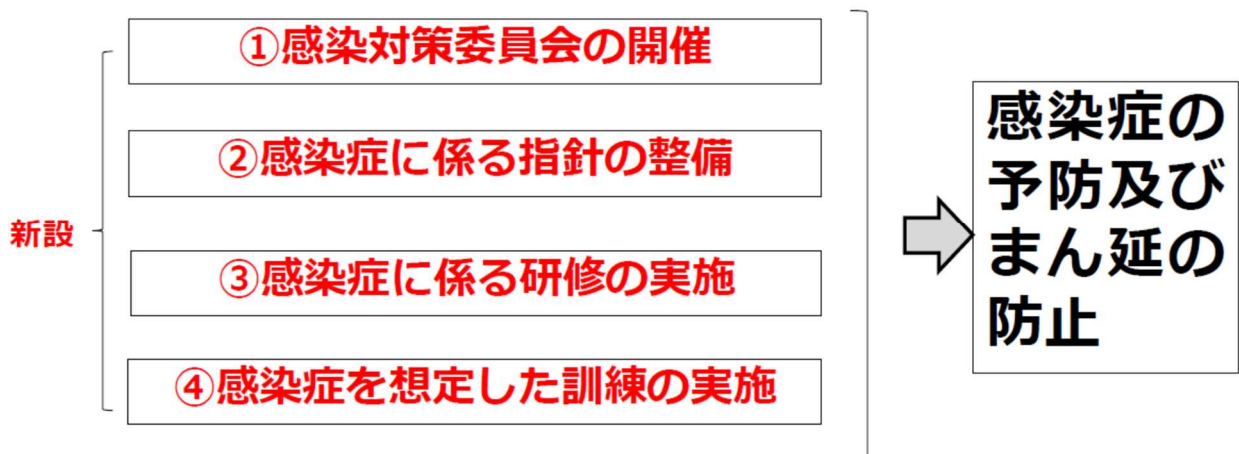
【施設系サービス】



★訓練の実施は、令和6年4月1日より義務化

【その他のサービス】

（訪問系，通所系，短期入所系，福祉用具貸与，居住系）



★いずれも令和6年4月1日より義務化

①感染症対策委員会の開催

事業所における感染症の予防とまん延の防止のため、対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上（特養は3月に1回以上）開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ること。

- ・ 感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種で構成する
- ・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にし、専任の感染対策を担当する者（感染担当）を決めておく
- ・ 定期的を開催し、感染症の流行時期等には必要に応じて随時開催する
- ・ テレビ電話装置等を活用して行うことができる

②感染症に係る指針の整備

事業所における平常時の対策及び発生時の対応を規定した指針を整備する。

- ・ 平常時の対策：事業所内の衛生管理（環境の整備等）
ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
- ・ 発生時の対応：発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等の関係機関との連携、行政等への報告等
- ・ 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく

③感染症に係る研修の実施

事業所の従業員に対し研修を実施する。

- ・ 研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの、事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする
- ・ 研修は年1回（特養・GHは年2回）以上定期的に行い、新規採用時にも実施すること
- ・ 研修の実施内容については記録すること

④感染症を想定した訓練の実施

事業所の従業員に対し訓練を実施する。

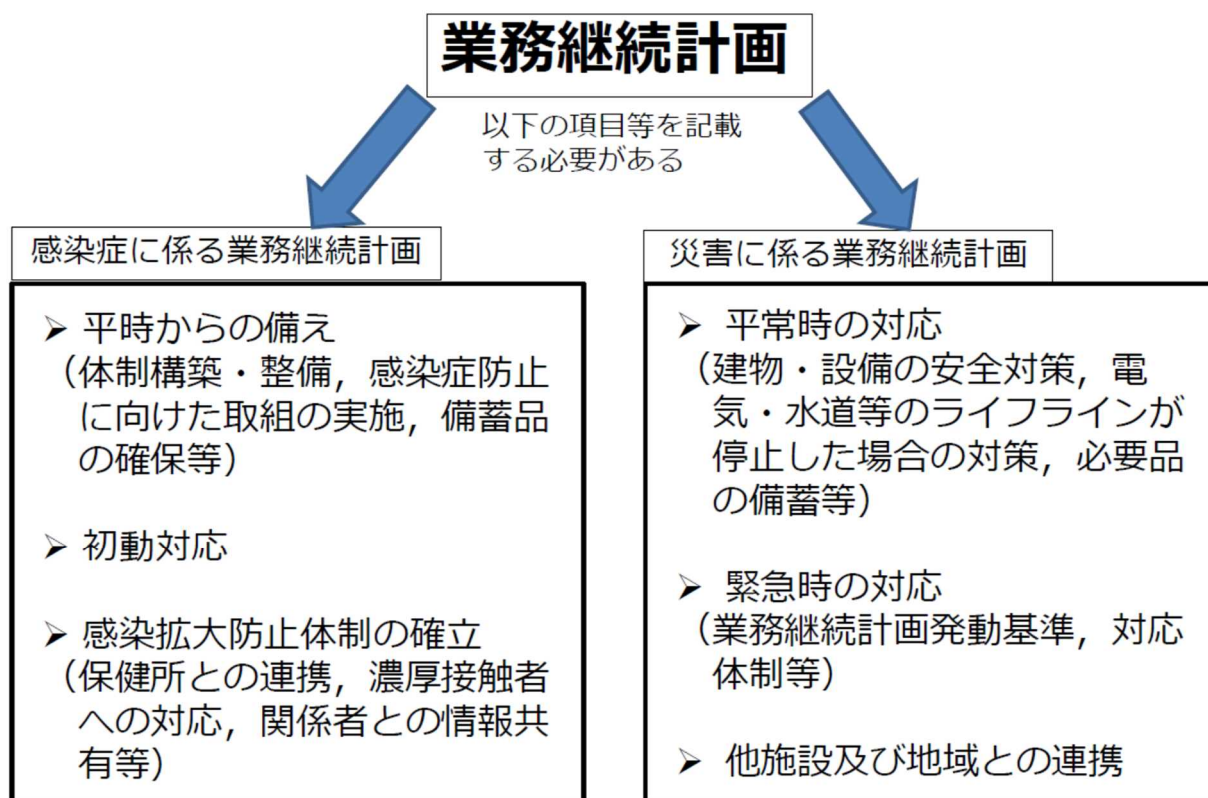
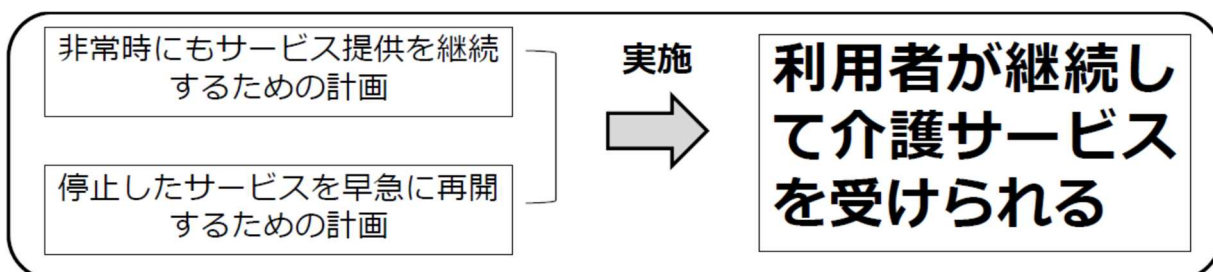
- ・ 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練を年1回（特養・GHは年2回）以上定期的に行い、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施する
- ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わない
- ・ 机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する

2 業務継続に向けた取組の強化

【全サービス共通】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に業務継続計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務づけられました。

（他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。）



業務継続計画についての研修の実施

事業所の従業員に対し研修を実施する。

- ・ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする
- ・ 研修は年1回（特養・GHは年2回）以上定期的に実施し、新規採用時にも実施すること
- ・ 研修の実施内容については記録すること

業務継続計画についての訓練の実施

事業所の従業員に対し訓練を実施する。

- ・ 訓練は年1回（特養・GHは年2回）以上定期的を実施し、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行う
- ・ 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えない
- ・ 災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない
- ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わない
- ・ 机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する

参考資料

○ 厚生労働省「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

○ 厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

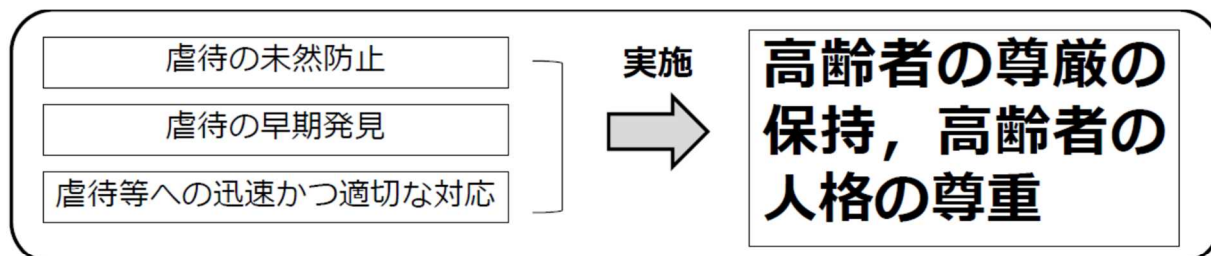
○ 介護施設・事業者における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

3 高齢者虐待防止の推進

【全サービス共通】

利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、全ての介護サービス事業者を対象に虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置が義務づけられました。



主な事項

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的開催
 - ②虐待防止のための指針の策定
 - ③虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
 - ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
 - ⑤運営規定に虐待の防止のための措置に関する事項を記載
- ★いずれも令和6年4月1日より義務化**

①虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的開催

- ・ 管理者を含む幅広い職種で構成する
- ・ 虐待防止の専門家を委員として採用することが望ましい
- ・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にする
- ・ 定期的に開催する
- ・ 虐待の事案については、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らないため、個別の状況に応じて慎重に対応すること
- ・ 他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも差し支えない
- ・ 他のサービス事業所との連携等により行うことも差し支えない
- ・ テレビ電話装置等を活用して行うことができる
- ・ 次のような事項について検討し、その結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）について、従業者に周知徹底を図る
 - 1 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - 2 虐待の防止のための指針の整備に関すること

- 3 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 4 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- 5 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 6 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 7 6における再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

②虐待防止のための指針の策定

虐待防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。

- ・ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針
- ・ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・ その他虐待の防止の推進のために必要な基本方針

③虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、とともに、事業所の指針に基づき虐待の防止の徹底を行うものとする。

- ・ 研修は年1回（特養・GHは年2回）以上定期的に実施し、新規採用時にも実施すること
- ・ 研修の実施内容については記録すること
- ・ 研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

委員会の開催・指針の整備・研修の実施を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと。虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。

⑤運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定める

虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法を指す内容であること。

【記載例】

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第〇条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

4 認知症基礎研修の受講の義務付け

【全サービス共通（無資格者がいない訪問サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与）を除く】

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。

経過措置期間終了までに資格を有さない全ての従業員に研修を受講させるとともに、新たに採用した従業員が資格を有していない場合、採用後1年を経過するまでに研修を受講させてください。

義務付けの対象とならない者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、
介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者、
介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修 課程 一級 課程・二級課程修了者、
社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、
言語聴覚師、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、
はり師、きゅう師

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

【施設系サービス】

基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理を以下の手順により計画的に行うこととされました。

- ① 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言又は指導を年2回以上行う。
- ② ①の技術的助言又は指導に基づき、以下の事項を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成する。必要に応じて、定期的に計画を見直すこと。
(相当の内容を施設サービス計画内に記載して計画の作成に代えることができる。)
 - 1 助言を行った歯科医師
 - 2 歯科医師からの助言の要点
 - 3 具体的方策
 - 4 施設における実施目標
 - 5 留意事項・特記事項
- ③ 医療保険で歯科訪問診察料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃や②の計画等への技術的助言及び指導を行う際は、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間外に行うこと。

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

【施設系サービス】

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととされ、管理栄養士が状態に応じた栄養管理を以下の手順により計画的に行うこととされました。

- ① 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、入所者ごとの摂食、嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成する。施設サービス計画との整合性を図ること。
(相当の内容を施設サービス計画内に記載して計画の作成に代えることができる。)
- ② 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録する。
- ③ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと。

7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

【訪問リハビリテーション】

一定の要件を満たせば、訪問リハビリテーション事業所の医師が診療しない場合においてもサービスを提供することができますが、令和6年4月1日からは、医学的な管理を行う別の医療機関の医師について、適切な研修を修了している必要があります。

8 その他

虐待の防止に関する措置や感染症の予防及びまん延の防止等、経過措置が設けられている項目について、「令和6年3月31日までに運用を開始するものとする。」等のように、経過措置期間終了までに体制を整備する旨を運営規程に記載している場合は、令和6年3月31日までに体制整備を行った上で、文言を削除するようにしてください。

なお、上記文言のみを削除したことによる運営規程の変更の場合、変更届出書の提出は不要とします。